

## 量水器（φ50 電子式等）購入仕様書

### 1. 物品名称及び数量

たて型軸流羽根車電子式量水器（新品）及び隔測器（10mコード付）

はん用（統一型） 鉛レス銅合金製 φ50（伸縮補足管付） 20台

※ 「たて型軸流羽根車電子式量水器（はん用（統一型）鉛レス銅合金製）」は、「電磁式量水器」に代替することができる。ただし、その場合は見積書にその旨を記載すること。

### 2. 購入物品の特質等

- JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）  
JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様）  
その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するもの。
- 量水器の計量特性は、次のとおりとする。

項目	数値
計量範囲（Q3/Q1）	100（以上）
定格最大流量（Q3）	40 m <sup>3</sup> （以上）
転移流量（Q2）	0.64 m <sup>3</sup> （以下）
定格最小流量（Q1）	0.4 m <sup>3</sup> （以下）

- 最大表示量は999,999 m<sup>3</sup>とすること。また、最小目量は0.001 m<sup>3</sup>とすること。  
また、納入時に隔測器の桁数を報告すること。
- 量水器本体及び伸縮補足管の塗装は、省略することができる。また、フタは青色とする。  
ただし、ダクタイル鋳鉄製の伸縮補足管は、内外面エポキシ樹脂粉体塗装を施し、色は灰色とすること。
- 両端はφ50 mm上水フランジとし、各部寸法については、従来型（たて型軸流羽根車量水器）との取替が可能であること。
- 伸縮補足管流入口に、異物の流入を防ぐステンレス製のストレーナを設けること。
- 量水器の積算表示は、液晶デジタル表示とし、液晶部は水分等の浸透を妨げる材質を使用し、水滴の付着によるくもり、電池切れの発生を防止すること。
- 量水器本体及び隔測器は、同一メーカーのものとする。
- 口径及び当センター指定の量水器番号を、量水器本体とフタ及び収納ケースに表示すること。ただし、量水器本体に表示できない場合は、本体に表示されている製造番号と当センター指定の量水器番号とを、紐づけできる資料を提出すること。
- 1回の納品で納入される量水器の検定有効年月は、すべて同一とすること。

### 3. 付属品について

量水器 1 台あたりの付属品は、下記のとおりとする。

- (1) ステンレス製フランジボルトナット 8 本
- (2) フランジパッキン(3 mm厚)全面 R F 2 枚

### 4. 提出書類

提出書類は、下記のとおりとする。

- (1) 納品書 1 枚
- (2) 量水器成績表（以下の項目を記載したもの） 1 部  
接続する給水管の口径、型式承認番号、検定有効年月、試験水圧、検定流量、量水器番号、器差等。ただし、量水器番号及び器差以外は一括記載可。
- (3) 量水器本体指示部のカラー写真（任意の 1 台で可、明瞭に撮影したもの） 1 枚

### 5. 納入期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）

### 6. 納入場所及び納入時の注意事項

- (1) 納入場所は、八尾市光南町一丁目 4 番 30 号 八尾水道センターとする。なお、納入しようとする日の 1 週間前までに、必ず担当者に連絡のうえ協議すること。
- (2) 物品の運搬及び搬入等に要する一切の機材、役務及び費用は受注者の負担とする。
- (3) 納入時刻は、午前 10 時～正午又は午後 1 時～5 時とする。

### 7. 保証等

下記に該当する場合は、納入者の責任において補修又は新品と交換するものとする。

- (1) 納入後 1 年以内に、量水器そのものの瑕疵に基づく異常が生じた場合
- (2) 電源装置は、交換不能な電池電源とし、通常使用状態において 8 年以上の間、量水器（隔測器を含む。）が正確かつ確実に機能しない場合

### 8. その他

納品時、量水器交換時に回収した古い隔測器を、納品数と同数引き取ること。